

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【公開番号】特開2017-121715(P2017-121715A)

【公開日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-664(P2016-664)

【国際特許分類】

B 41 J 29/13 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

【F I】

B 41 J 29/12 A

H 04 N 1/00 108 Q

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被記録媒体に記録を行う記録手段を備える記録機構部と、前記記録機構部の上部において前記記録機構部に対し回動可能に連結され、回動することにより前記記録機構部の上部を開閉する開閉部と、前記開閉部の開いた状態を維持する支持手段と、を備え、前記支持手段は、前記開閉部に対し回動可能に接続される第1リンク部と、前記第1リンク部に対し回動可能に接続されるとともに前記記録機構部に対し回動可能に接続される第2リンク部と、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが相対的に第1の角度を成す状態で前記第1リンク部と前記第2リンク部との相対的な回動を止め、前記開閉部の開いた状態を維持する第1ロック機構と、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが相対的に前記第1の角度より小さい第2の角度を成す状態では、前記開閉部が開く方向の前記第1リンク部と前記第2リンク部との相対的な回動を規制することで前記第2の角度を維持して、前記開閉部を開いた状態に維持させない第2ロック機構と、を備える、ことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置において、前記第1の角度は、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが直線状を成す角度である、ことを特徴する記録装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の記録装置において、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが前記第1の角度を成す方向に前記支持手段を付勢する付勢手段を備える、ことを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項3に記載の記録装置において、前記付勢手段は、前記支持手段と前記記録機構部との間で引っ張り力を發揮する引っ張りばねである、ことを特徴とする記録装置。

【請求項5】

請求項1から請求項4のいずれか一項に記載の記録装置において、前記第2リンク部は、前記第1リンク部との接続部から前記開閉部側に延設される延設部を有し、前記第2ロック機構は、前記延設部において前記第1リンク部に向かって突出する突出部を有し、

前記突出部が前記第1リンク部に当接することにより、前記第1リンク部と前記第2リンク部との相対的な回動が規制される構成である、ことを特徴とする記録装置。

【請求項6】

請求項5に記載の記録装置において、前記接続部は、前記第1リンク部及び前記第2リンク部のいずれか一方に設けられる回動軸と、他方に設けられ、前記回動軸が遊挿される長穴と、を備えて構成され、前記第1リンク部には、前記突出部が入り込む穴部が形成され、前記突出部が前記第1リンク部に当接した状態から、前記第1リンク部が前記第2リンク部に対してスライドすることで、前記突出部が前記穴部に入り込み、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが相対的に前記第1の角度を成すことを特徴とする記録装置。

【請求項7】

請求項6に記載の記録装置において、前記突出部はフック状を成し、前記突出部が前記穴部に入り込んで前記穴部の縁に係止することにより、前記第2ロック機構が、前記第1ロック機構とともに、前記第1リンク部と前記第2リンク部とが相対的に前記第1の角度を成す状態で前記第1リンク部と前記第2リンク部との相対的な回動を止める、ことを特徴とする記録装置。

【請求項8】

請求項5から請求項7のいずれか一項に記載の記録装置において、前記支持手段において前記第1リンク部と前記第2リンク部との接続部位から前記開閉部に向かって、前記第2ロック機構、前記第1ロック機構、の順に設けられている、ことを特徴とする記録装置。

【請求項9】

請求項1から請求項8のいずれか一項に記載の記録装置において、前記第1ロック機構は、前記開閉部が開かれる過程において前記第1リンク部と前記第2リンク部とが相対的に前記第1の角度を成した状態に開かれた後、前記開閉部が閉じられることで前記第1リンク部と前記第2リンク部との相対的な回動を止める構成である、ことを特徴とする記録装置。

【請求項10】

請求項1から請求項9のいずれか一項に記載の記録装置において、前記開閉部は、原稿を読み取る読み取り機構部と、前記読み取り機構部に原稿を自動給送する給送機構部とを備えて成る、ことを特徴とする記録装置。